○国土交通省令第二号

公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第五十四号）の一部及び測量法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第五号）の施行に伴い、並びに同法附則第六条、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第二十八条第一項（同法第四十二条第二項及び第四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第五十一条の四第一項、第五十一条の八、第五十一条の十二第二項第四号、第五十一条の十六、第五十四条、第五十六条の二第三項及び第五十六条の四第二項並びに測量法施行令（昭和二十四年政令第三百二十二号）第十条第一項及び第十一条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、測量法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年一月十七日

国土交通大臣　中野　洋昌

測量法施行規則の一部を改正する省令

測量法施行規則（昭和二十四年建設省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章　総則（第一条） 第二章　基本測量、公共測量並びに基本測量及び公共測量以外の測量（第一条の二―第六条） 第三章　測量士及び測量士補の登録（第七条―第九条） 第四章　測量に関する専門の養成施設（第九条の二―第九条の十五） 第五章　測量士試験及び測量士補試験（第九条の十六―第十条の三） 第六章　測量業者（第十一条―第十八条） 附則	目次 第一章　総則 （測量標の形状） 第一条　（略）
第一章　総則 （測量標の形状） **第一条**　（略）	（土地の立入りの身分証明書の様式） **第一条の二**　（略）
第二章　基本測量、公共測量並びに基本測量及び公共測量以外の測量 （土地の立入りの身分証明書の様式） **第一条の二**　（略）	（基本測量の測量成果等の謄抄本交付の手続） **第三条**　法第二十八条第一項（法第四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定により測量成果及び測量記録の謄本又は抄本の交付を受けようとする者は、別表第三の様式による申請書を国土地理院の長に提出しなければならない。
（基本測量の測量成果の公開等の請求に係る手続） **第三条**　法第二十八条第一項（法第四十二条第二項及び第四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による請求をしようとする者は、別表第三の様式による請求書を国土地理院の長に提出しなければならない。 （削る）	2　前項の規定は、法第四十二条第二項に規定する測量成果の写し及び測量記録の写しの謄本又は抄本の交付に準用する。
（法第二十八条第一項第二号の国土交通省令で定める電磁的方法） **第三条の二**　法第二十八条第一項第二号（法第四十二条第二項及び第四十五条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、国土地理院の長が定めるものとする。 一　国土地理院の使用に係る電子計算機と法第二十八条第一項第二号の規定による請求をした者（以下この号において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録される方法	（新設）